

平成26年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成26年12月25日(木) 午前10時00分から

2 開催場所 宇都宮市役所 本庁舎13階 教育委員室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議するものです。

忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後最初の開催であるとともに、本年度最初の開催となります。

しばらくの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。

まず、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございます。

次に、事務局から自己紹介をさせていただきます。

[事務局自己紹介]

(2) 会長の選出及び職務代理者の指名

事務局 次に、会長の選出と、職務代理者の指名に入ります。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条第1項の規定によりまして、委員の互選により、会長を定めることとなりますので、委員の皆様にご会長の互選をお願いしたいと思います。

どなたか御推薦があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

C委員 前期一緒に委員を務めたA委員が、審議会にお詳しいと思いますので、お願いしたいと思います。

事務局 B委員も同じ御意見でよろしいですか。

B委員 はい。

事務局 それでは、ただ今、A委員を会長にという御意見がありました、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

事務局 ありがとうございます。

それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

A委員、会長席への御移動をお願いいたします。

〔A委員、会長席に移動〕

この後の進行は、A会長にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

会 長 改めまして、会長に選出いただきましたAです。

前期1期、委員を務めました、不慣れなところも多いので、皆様に教えていただきながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従ひまして、議事を進めてまいります。

会長の選出の次は、職務代理者の指名ですが、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条第3項の規定によりまして、会長である私が指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思ひます。

それでは、B委員にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

B委員 分かりました。

会 長 皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

会 長 ありがとうございます。

御了解いただきましたので、職務代理者はB委員をお願いいたします。

(3) 審議

会 長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

 本日は、案件が1件あります。

 まずは、実施機関の御説明をいただき、その後で、内容について審議したいと思います。

 それでは、平成26年度諮問第1号「宇都宮市立小中学校（93校）に設置する防犯カメラによる個人情報の収集」について実施機関から御説明をいただきたいと思います。

[実施機関（学校管理課）による説明]

会 長 ありがとうございます。

 それでは、委員の皆様、ただ今の説明や資料も含めて、御質問等ございませんでしょうか。

B委員 防犯カメラの設置は、その目的が犯罪の抑止と、犯罪が起きた場合の迅速な解決ということであれば、非常に効果的だと思います。

 問題は、データの漏えい防止であると考えますが、例えば、録画画像をパスワード等により管理するとともに、管理責任者が指定する者が装置の操作を行う際は、操作記録を残すこととするとよいのではないのでしょうか。

会 長 ほかに御質問はありますか。

E委員 実施機関にお伺いしたいと思います。

 まず、防犯設備による対策のうち、防犯サイレンの仕組みについて教えてください。

実施機関 防犯サイレンは、例えば児童・生徒が屋外で運動中、不審者が敷地に侵入したような場合に、その場にいる教職員が携帯スイッチを押すことで、校舎の外壁に設置されている回転灯が大きな音を出しながら光り、校舎の内外に危険を知らせるものです。

E委員 不審者が侵入した時点で自動的に知らせるものではなく、教職員などが不審者に気付いた時点で使用するものなのですね。

実施機関 はい。

 不審者の侵入を早期に大勢の人に知らせるためのものです。

 また、防犯サイレンのほか、夜間についてはセンサーによる校舎の機械警備を

導入しており、校舎内に不審者の侵入があった際には、まず警備会社に連絡が入り、警備会社から警察に通報が入るシステムとなっています。

E委員 用務員による見回りはないのでしょうか。

実施機関 半日勤務の用務員はおりますが、敷地が広く、死角が多いことから、全ての箇所の見回りは困難な状況です。

また、他市の事件や、本市においても敷地侵入事件が複数あった中で、学校協力員への不審な物音を聞いた際の連絡依頼など、段階的に防犯力の強化を行ってきたところですが、常時監視ができるよう、防犯カメラの設置について御審議いただくものです。

E委員 分かりました。

次に、費用面についてお聞かせください。

資料に、文部科学省が、防犯カメラ等の監視システムの設置を補助事業の対象としているとありますが、どのくらいの補助となるのでしょうか。

実施機関 文部科学省の補助には、一校当たりの補助対象の下限額がありまして、防犯カメラだけでなく、門扉や外構工事等を含めて、一校当たり1,000万円以上の整備でないと補助対象とならず、今回の本市の場合は、一校当たりの整備費がおおよそ300万円程度であり、下限額を下回ることから、補助対象にはならないものです。

E委員 分かりました。

防犯カメラの設置の主な効果は、事件が起きた後に犯人を特定することであり、不審者が侵入した際にその場で対応することは現実的に難しいのではないのでしょうか。

実施機関 市としては、防犯カメラ設置の効果として、即時対応、事後検証と、事件発生の抑止の3点を期待しています。

このうち即時対応については、多くの教職員が不審者の侵入に気付くことができるよう、防犯カメラに人感センサー機能を付加し、カメラが侵入者を感知した瞬間に、職員室に設置するモニターに画像が写る仕様にしたいと考えています。

その上で、例えば、教職員がさすまた等を使用して不審者から児童・生徒を守るなど、次の防犯対策につながることを期待しています。

E委員 分かりました。

次に、装置の操作は管理責任者である学校長が指定する者が行うとありますが、教職員の負担についてはどのようにお考えですか。

実施機関 教職員の負担とならないように、あくまで職務上可能な範囲のモニタリングを想定しており、一人の職員に過度の負担や責任がかからないよう工夫して運用していきたいと考えています。

E委員 分かりました。

次に、学校における事件の発生状況について、平成21年度を境に夜間休日の器物破損事件が減少傾向にありますが、何か対策を採られたような背景があるのでしょうか。

実施機関 学校協力員への依頼や、警察による巡回などの対策のほか、器物破損をしているのが児童・生徒の場合もある中で、児童・生徒間の暴力行為やいじめなどの発生件数が、平成18年度を境に減少傾向にあり、そのようなことに対する生徒への指導も関連があるかと思われます。

E委員 分かりました。

次に、「防犯カメラ撮影中」と表示をすることによる抑止効果は分かるのですが、カメラ自体が攻撃の対象になるようなことはないのでしょうか。

実施機関 カメラへの攻撃が想定されないものではありませんが、犯罪企図者に対して、撮影中であることを示すことにより、犯罪を起こさせないという意欲の抑止効果の方が重要であると考えています。

B委員 E委員の意見をお聞きした中で、「防犯カメラ撮影中」の表示を多数の場所に置いて、設置場所を分からなくする方法もあるのではと思いましたが、1台の防犯カメラにつき、必ず1個の表示でなくてはならないのでしょうか。

表示の考え方についてお聞かせください。

実施機関 学校運営上のことを考えると、保護者や児童・生徒、学校を利用される地域の方々に対して、少なくとも、教室などの教育活動の場や、トイレ、更衣室などを撮影するものでないことを十分に御説明する必要があると考えています。

その上で、防犯上の観点から、撮影場所を詳細に特定してしまうと、侵入を企図する者に対して抜け道を教えてしまうことにもなりますので、設置場所を特定しないような表示とすることについて御理解をいただく必要があると考えています。

- 会 長 ほかに御質問等がありますでしょうか。
- D委員 学校によって校舎や門扉の配置が違うと思うのですが、門扉が3か所あるのに対して、案では2か所しかカメラを設置しないような学校があるようですが、これは問題ないのでしょうか。
- 実施機関 必ずしも全ての門扉に防犯カメラを設置するものではありませんが、校舎や門扉の配置を考慮し、最も効果的な場所への設置となる案としています。
- 具体的には、多くの学校に共通する特徴としまして、敷地の南側に校庭が配置されており、また、職員室が校舎の南側の校庭に面していますことから、このような校舎等の建物からの距離があり、視認性も確保できるような場合には、防犯カメラを設置せず、逆に、死角が多い主に北側と東西側の門扉等に、重点的に防犯カメラを設置する案としています。
- D委員 設置箇所数については、各学校長から申請のあったものですか。
- 実施機関 基本的には、学校管理課が各学校の状態などを確認しながら、より効果的な場所への設置となるような案を考えました。
- B委員 築瀬小学校への設置案では、門が南西に2つありますが、ここにはすぐそばに子ども家がありますが、防犯カメラが設置されていません。
- この場所の門扉はいつも施錠されていたりするものなのでしょうか。
- 実施機関 資料にて御説明しましたとおり、学校は災害時の緊急避難場所に指定されていますことから、基本的には常時門扉の施錠はしていませんが、一部、利用頻度が低いものであったり、児童・生徒の車道への飛び出しの危険があるなどの理由で、保護者や地域の方々にもよく御理解いただいた上で、チェーンなどをかけて全く使用していないような門扉も、学校によっては存在します。
- C委員 その説明は資料の記載と矛盾するのではないですか。
- 資料の「施設管理等の特徴」の中で、常時、人が出入りできるように施錠はしていないと説明しているのだから、今の説明では、資料の記載と相違してしまいます。
- 今の説明のとおり施錠している箇所があるならば、資料のほうにもそのように記載するべきです。
- 実施機関 申し訳ありませんでした。
- D委員 少なくとも築瀬小学校の門扉に関しては、子ども家とコミュニティセンター

があるので、確実に出入りはしていますよね。

保護者が子どもの家に児童を迎えに来ることもあるでしょうし、一般市民の方がコミュニティセンターに出入りすることもあるかと思います。

そこが校舎から死角になっているように見えますが、大丈夫なのでしょうか。

実施機関 全ての死角に対応しようとするすると相当数の防犯カメラが必要になってしまうため、予算の制約がある中でもありますので、まずは最も効果的な箇所に設置したいと考えています。

D委員 予算の制約があるのはよく理解していますが、設置するからには、片手落ちにならないよう配慮願います。

B委員 今回設置しようとしているカメラは無線ですか、有線ですか。

実施機関 有線です。

B委員 有線ということは、今回設置した後で、後から追加で設置しようとするとなると大変な作業になりますね。

会 長 C委員からも複数の質問をいただいておりますが、私が代わりに読ませていただきます。

市における今回の防犯カメラの設置の総事業費は、おおよそ3億円くらいと考えてよろしいでしょうか。

実施機関 5年間のリース契約を考えており、年間4,400万円、5年間で2億2,000万円を想定しております。

なお、この費用には故障の際などのメンテナンス費用が含まれており、また、5年間のリース期間終了後は、リース事業者と別途契約を締結し、防犯カメラの所有権を買い取る方法を考えています。

会 長 分かりました。

次に、別紙2に関連して、他の中核市では、防犯カメラ未設置で、設置の検討もしていない自治体が13あるようですが、この理由を教えてください。

実施機関 未設置の理由については把握していません。

会 長 分かりました。

次に、各小中学校の配置図の中に、子どもの家、学童保育施設、留守家庭児童会、地域学校連携施設などの名称が出てきますので、これらの施設の概要について御説明をお願いします。

実施機関　　子どもの家は、放課後に留守家庭の子どもを一時的に預かる場所であり、学童保育施設、留守家庭児童会も基本的には同様の施設です。

地域学校連携施設は、学校開放の一環として、地域の方に積極的に開放するような施設のことを表しています。

会　長　　分かりました。

今の質問に関連して再確認させていただきますが、各学校の敷地の形状や出入口の数などを考慮した上で、予算との関係で優先順位を付けて防犯カメラを設置するものであり、必ずしも全ての門に設置されるわけではないということでしょうか。

実施機関　　はい。

主に敷地の北側部分と東西部分を中心に設置していきたいと考えています。

会　長　　分かりました。

C委員からは以上でよろしいですか。

C委員　　はい。

会　長　　今の質問に関連しまして、防犯カメラを設置すべき箇所についても、実際に学校に勤務されている学校長や教職員が精通しているのではないかと思います。今回の設置案は、このような方々の意見を聞きながら作成したと理解してよろしいですか。

実施機関　　本市教育委員会事務局の学校教育課にも教職員が配属されておりますので、その意見を聞いたり、学校健康課における安全管理の担当者等に確認した上で案を作成しています。

会　長　　もう一点質問させてください。

職員室に専門モニターと録画装置を設置するとのことですが、これは、別途個室を用意するのではなく、職員室の誰も見られる状況ということでしょうか。

実施機関　　こちらについては、防犯カメラ設置済みの自治体に確認したところ、多くの自治体は、職員室の中で誰もが目に触れる場所に置いて、教職員が常時確認可能な状態にしており、本市も同様の設置場所を考えています。

さらに、先ほども御説明しましたが、本市においては、教職員が異常を察知しやすいように、通常は消えている状態のモニターが、防犯カメラの前を誰かが通過すると連動して画像が写るようにすることで、モニターに注意が喚起しやすい

仕組みにしたいと考えています。

会 長 防犯カメラの設置目的という観点からは、多くの人が注意して見るのが重要である反面、個人情報の管理という観点からは、誰もがアクセスできてしまうのは問題があると思いますが、管理者以外の者も画像データにアクセスできてしまうのでしょうか。

実施機関 画像のモニタリングについては、即時対応を可能にするため、できるだけ多くの教職員が確認可能な職員室へのモニターの設置が適当と考えますが、画像データの管理については、先ほど御意見をいただきましたように、個人情報の漏えいを防止するために、パスワードを設定し、特定の者のみが厳重に管理するような方法を探りたいと考えています。

会 長 画像データの保存期間が14日間であり、順次上書き消去するということがありますが、これは自動的に消去されるものなのですか。

実施機関 はい。

自動的に上書きされる仕組みです。

会 長 もう一点、画像データの取扱いとして、犯罪行為等があった場合のみ確認するということがありますが、具体的に、実施要領などを策定する予定はありますか。

実施要領 はい。

運営規則を策定しようと考えています。

会 長 例外的に外部に提供できるのが、犯罪行為の場合ということでよろしいですね。

実施機関 はい。

D委員 画像データは、14日間を過ぎると自動で上書きされて、その後はデータは残らないのでしょうか。

例えば、14日経過した後に犯罪が発覚して、画像データを確認したいような場合は、もう確認はできないのでしょうか。

B委員 画像データそのものは完全には消えませんが、アドレスが消えてしまうので、画像データにアクセスできなくなるだけだと思います。

専門的な技術があれば、画像データを復元することは可能かと思います。

会 長 ほかに御質問等がありますでしょうか。

B委員 ハードディスクそのものは、防犯カメラ本体と同じ場所にあるのでしょうか。

実施機関 ハードディスクは、モニターと一緒に職員室に設置し、限られた者だけが操作

できるようにします。

E委員 別紙2の中核市の防犯カメラ設置状況において、特定校のみへの設置としている自治体があると思いますが、この理由を教えてください。

実施機関 特定校のみへの設置としている自治体は、実際に事件事故があった学校に設置しているものです。

本市においては、改めて10年間における全ての小中学校の事件歴を調べた中で、市中心部に多い、郊外に多いといった地域性による特徴がなく、全ての小中学校において事件が発生する可能性があり、また、特定校のみに防犯カメラを設置した場合、犯罪被害が防犯カメラを設置していない学校に波及するおそれもあることから、一斉の設置が適切と考えています。

特に、今回のリコーダーの大量盗難事件もあり、PTAからも不安の声が寄せられている中で、そのような不安をできるだけ払拭するためにも、全校に設置し、全ての児童・生徒の安全安心を確保していきたいと考えています。

D委員 今回は、最大限の効果が得られる場所に優先して設置するということでしたが、必要な箇所はまだあるかもしれませんので、来年度以降順次設置していくということはあり得るのでしょうか。

実施機関 今回の防犯カメラの設置で防犯対策が全て完結するものではなく、今後の状況によっては、更に防犯対策を強化した上で、防犯カメラの設置台数を増やすことも十分あり得るものと考えていますので、今度の動向を注視しながら検討してまいります。

E委員 それはとても重要なことだと思います。

完璧な防犯対策というものがない中で、人間の目と機械の目、また地域の目とも連携しながら、バランスをとって防犯対策を実施することが大切だと思います。

B委員 会長からもありましたが、データの漏えいだけは気を付けていただきたいと思います。

画像データの取扱いは保護者も一番気にされることかと思いますが、資料に明記したのはよいことだと思います。

会 長 ほかに御質問等がありますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

実施機関の皆様，説明ありがとうございました。

[実施機関（学校管理課）退席]

会 長 それでは，諮問第1号についての審議に入りたいと思います。

今回の諮問の趣旨は，諮問書のとおり「画像データの記録が可能な防犯カメラを設置し，本人の同意なく個人情報を収集することについて諮問するもの」ということです。

具体的な諮問事項としましては，宇都宮市立小中学校93校に設置する防犯カメラによる個人情報の収集について，個人情報保護条例第6条第3項第6号による個人情報の収集の制限の例外とすることについて諮問するものということですが，皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

C委員 先ほどB委員からありました，情報漏えいを防止する手立てを取り入れたほうが良いかと思います。

個人情報の問題なので，パスワードの設定や，操作履歴を残すことなど，多くの情報漏えいをしないための方策を採るべきだと思います。

ところで，市においては，市庁舎や図書館，駅のエレベーターなど，不特定多数の人が往来する場所に防犯カメラを設置しているかと思いますが，これまでに破損されたり攻撃された事例はありますか。

事務局 そのような事例についてはこれまで聞いておりません。

C委員 分かりました。

会 長 ほかに御意見等がありますでしょうか。

E委員 条例があるから，本人の同意なく収集することについて検討が必要ということなのではないでしょうか。

日常生活の中では，コンビニなど，至る所に本人の同意なしで防犯カメラが設置されていると思いますが，その違いはどこにあるのでしょうか。

C委員 公共の機関が設置するものなので，慎重な対応が必要ということなのではないでしょうか。

会 長 防犯カメラによる画像データは，非常にプライベートに関わる情報ではありますが，委員の皆様のお伺いすると，設置の必要性自体は否定されるものではないと思いますので，個人情報を本人の同意なく収集する例外として認めてもよいというのが基本的な考え方になると思います。

他方、様々な質問の中で出ましたように、画像データの管理方法については確実に対応してほしいと思います。

防犯カメラの映像を教職員が誰でも見られる状況については気になりますが、管理責任者しか見られないのでは、即時対応ができず役に立たないので、やむを得ないものと思います。

少なくとも、過去の画像データの管理については、パスワードを設置し、アクセスできる人を制限するほか、原則第三者へのデータの提供はしないなど、漏えいの防止と管理の体制を確実に確保してほしいという意見を付した上で、了承するという方向でよろしいでしょうか。

[「はい」言う人あり]

B委員 教職員の誰もが、瞬間的に映像を見ることはできますが、それをデータとして管理、保管する中で、個人情報や教職員が個人的に保管したり、漏えいすることはできないようになっていきますので、問題はないと思います。

D委員 職員室にはかなりの数の保護者や地域の方が出入りするかと思いますので、モニターの位置を、教職員には見えやすく、関係者以外には見られないような配慮を頂ければと思います。

会 長 全く見えないようにというのは難しいかもしれませんが、それも十分配慮して設置場所を決める、ということよろしいですか。

D委員 はい。

基本的には、地域の方々も、自分が写ることを嫌がることよりも、安全対策への気持ちのほうが大きいと思います。

会 長 ほかに御意見等がありますでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、今いただいた御意見等を踏まえまして、基本的に、設置することは了承し、専用モニター等の職員室内における設置場所や、実際の管理方法については十分配慮されるように意見を添えた上で答申を作成することとしてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、具体的な答申書案をこちらで作成いたしまして、皆様に案を送付して、内容を御確認いただいた上で御意見を頂き、それで確定させるということで

進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

(4) その他

会 長 それでは、次は「その他」となっておりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備が出来次第、委員の皆様にお送りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(5) 閉会

会 長 それではこれをもちまして、平成26年度第1回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。